武士社会に広く認められる功績である筈だ、処罰・処刑の恐れもないではないが、元来、犯罪の意識はないので、再就職までが視野にあったと解することは無理ではない。大石らが泉岳寺で切腹しなかったことについては他にも批判があるが、堀部らいわゆる急進派の同志であった奥田孫太夫が切腹の仕方を知らず、どうしたらよいのかと質問する話が、大石以下一七人が預けられた熊本細川家の武士堀内伝右衛門の「覚書」（『赤穂義人纂書』一、三五七頁）に記録されている。

（四八）注（四五）に同じ。
（四九）同右、二〇〇頁。
（五〇）同右、二〇九頁。
（五一）『赤穂義人纂書』一、九五～九頁。
（五二）『忠臣蔵』三、二五二頁。
（五三）「兼山秘策」巻二（『日本経済叢書』二、三七二頁）。
（五四）『赤穂義人纂書』補遺、所収。
（五五）幕府の《政治的》行為についての解は拙稿「「仁政」の思想と「御家」の思想」（『思想』六三三、一九七七年）を参照されたい。

（二八）『日本思想大系』二七、四一八～二四頁、原漢文。
（二九）同右、四二六～三二頁。
（三〇）『赤穂義人纂書』一、一〇四～八、原漢文。
（三一）庖丁という料理の名人が牛の骨と肉を巧みに切り分けた故事。
（三二）一二三～四頁、原漢文。
（三三）「以て自ら囚に就き」というが、赤穂浪人たちが吉良を殺すことを犯罪として意識していたであろうか。高田郡兵衛が脱落したときの事情をみると、郡兵衛が吉良を討つ仲間に入っていることが伯父（内田三郎右衛門）に知られたとき、伯父は郡兵衛のしようとしていることはまず「従公儀之御仕置に遺恨を差含道理」となり、さらに「徒党」の禁に該当するとし、郡兵衛はそのために脱落せざるを得なくなるのであるが、（「堀部武庸筆記」『日本思想大系』二七、二一九頁）そのことを聞いた同志の中村勘介・大高源吾・潮田又之丞・原惣右衛門は連署して堀部らに手紙を書いたが、そのなかで、「内田殿被申候徒党と申儀は、此方曽て左様不被存候。（略）一家中として主君亡後に志を追申と成候ては、何百人有之候共徒党と申方には不参道理候歟」と述べている。（同、二五一頁）自分たちのしようとしていることが犯罪を構成するという意識はそこには感じられない。
（三四）三田村鳶魚「当世風の殿様」『忠臣蔵』三、二五二頁。
（三六）『赤穂義人纂書』一、五二～四頁。
（三七）「堀部武庸筆記」（『日本思想大系』二七、二〇五～六頁）。
（三八）元禄一五年一一月三〇日付（『忠臣蔵』三、三四四頁）。
（三九）「大高源吾書状」元禄一五年九月五日（同右、三〇七頁）。
（四〇）『鰒蔵録』第一論。
（四一）『忠臣蔵』一、一〇頁所引。
（四二）「多門伝八郎覚書」（『日本思想大系』二七、一六七頁）。
（四三）この観点からすれば、四十六士をも含めて徳川社会の多数派が幕府に批判の目を向けなかった原因が分るだろう。
（四四）『日本思想大系』二七、一八一頁。
（四五）この解釈は主君浅野長矩個人の側に偏している。事件の最終的な展開が、浅野家再興の望みを断たれたためにそうなっているので、それが本筋のように見えるが、事は浅野家（大名の家）の名誉に深く関わっているのだから、そのことにも留意する必要がある。旧著『赤穂四十六士論』（一九七八年）ではその側面にむしろ重点を置いた。
（四六）同右、二〇七頁。
（四七）赤穂浪人の行動がこのような経緯で実行されたとすれば、それは武士社会・世間の期待に答えることでもあり、「義」の実践だと自他共に思い込んでいるのだから、それに成功すれば、幕臣の吉良を殺害したというマイナスはあっても、

註

（一）『忠臣蔵』三（赤穂市発行・一九八七年）、四二頁。
（二）同右、六二二頁。
（三）『日本思想大系』二七、三七八～八〇頁。
（四）「AERAMook／元禄時代がわかる」（朝日新聞社）一九九八年、五～六頁。
（五）「浅野内匠家来口上」（『忠臣蔵』三、三九五頁）。
（六）『礼記』曲礼上の文は、「父の讐は与に天を戴かず」だが、『孝経』士章に、「父に事ふるに資りて以て君に事へて敬同じ」とあることから、君父としても差し支えないとされる。
（七）『日本思想大系』二七所収。
（八）「兼山秘策」巻二（『日本経済叢書』二、一七二頁）。
（九）直方の文を引用する場合、「四十六人之筆記」以外は『佐藤直方全集』（日本古典学会発行、一九四一年）から引用する。同じものが『赤穂義人纂書』一にもあるが、誤脱がある。
（一〇）『日本思想大系』二七、三八〇～四頁
（一一）注（八）に同じ。
（一二）『日本思想大系』頭注、三九〇頁。
（一三）同右、三九〇～三九六頁。
（一四）『日本思想大系』二七にも所収、三八〇～四頁、ここでは日本思想大系から引用。
（一五）『日本思想大系』二七所収、原漢文、二七二～三四二頁に読み下し文がある。ここではそれから引用する。なお、他も日本思想大系所収で原漢文のものは所収の読み下し文から引用する。
（一六）「当世風の殿様」（『三田村鳶魚全集』一六、一八五～六頁）。
（一七）『赤穂義士事典』（赤穂義士事典刊行会、一九七二年）二四～四二頁を参照。
（一八）『日本思想大系』二七、四〇〇～一頁。
（一九）三田村鳶魚編、国書刊行会刊、一九四一年。
（二〇）柳沢文庫から『源公実録』の書名で刊行、一九九三年。
（二一）私は『源公実録』の解説を担当された堀井寿郎氏の御教示を得てそのことを知った。『源公実録』解説参照。
（二二）『日本思想大系』二七、四一八～四二四頁、原漢文。
（二三）同右、四一四～五頁、原漢文。
（二四）『赤穂義人纂書』一、五四～六頁、原漢文。『赤穂義人纂書』所収の漢文史料は筆者が読み下した。以下同じ。
（二五）『日本思想大系』二七、四三四～六頁、ここでは『日本思想大系』から引用する。
（二六）『赤穂義人纂書』一、九九～一〇三頁、原漢文。
（二七）同右、三三～六頁、原漢文。

あろう。春台の四十六士論を読んで憤慨のあまり自論を展開したという人も多い。春台以後の赤穂事件論で春台のこの論に言及しないものは殆どない。春台がこの事件を論じたのがいつまでも議論が絶えなかった一因である。しかし、この論ものちの刊行からは削られた。

以後の批判がどのような扱いを受けたのかは明らかでないが、春台より後の批判に言及した者は殆どないから、広く他に影響を与えるようなかたちでは行われなかったのではないだろうか。

それらに対して幕府の立場は微妙である。四十六士の断罪までは佐藤直方が全面的に支持しているように、事実に即し「日ノ子算用」で行われたようにみえる。が、事件後に行われた評定所の会議では、「内匠家来共仕方、評議両様に御座候」として、硬軟両様の意見があったかのように述べられているが、「評定所一座存寄書」[五四]には「亡主之志を継一命を捨上野宅へ押込討取候段、真実之忠義にて可有御座候哉」という筋のことだけが記され、それに対して吉良側については、「吉良左兵衛儀、申わけ相立がたき仕方にて御座候間（略）切腹可被仰付哉に御座候」とか、「吉良上野介家来共、此度手合不申者共は、侍之分不残斬罪に可被仰付哉に御座候」などと、幕府の公式の態度とは別に四十六士是認派と同様、またはそれ以上に武士の習俗に執着した意見が述べられている。そして四十六人に対して切腹が命ぜられる一方では、幕府は吉良家の当主左兵衛義周を諏訪安芸守にお預けとし、領地は没収した。事実上の両成敗を幕府は涼しい顔で行ったことになる。これは幕府の「政治的」行為であったろう[五五]。が、幕府政治を流れる方向はどちらに向っていたのであろうか。

赤穂事件をめぐっては今回は論じ残した問題をも含めてまだまだ取上げるべきことが多いのである。

（一九九九年一〇月一五日）

すると思われる。伊良子大洲のこの論は事件から一二〇年近い年月を経た文政二年のものである。

牧野直友（伝不詳）も、「日本は武国なり、中国と同じからず、則ち辱めを受けては苟も生活すべからずと」などと云う者があると否定的に云うが（「大石論七章」）[五一]、この言葉は堀部金丸が「御殿中諸人之前ニ武士道不立様ニ至極被致悪口候由、依之其場を遁し候而は後々迄も恥辱と存為仕と存候、然ハ先チ為仕懸手向ニ而候」と長矩の行為について覚書の中で述べている[五二]内容に適当する。このような考え方が武士一般の普通のものだったと思われる。

牧野はこのような、悪口を云われたからといってそれを恥辱として先に仕掛けるような行き方を、「何ぞ其の謬なるや」と否定し、次いで「悲しいかな世俗は唯だ婢妾賤人感慨自殺の忠のみを知りて、君を正し国を定め、以て其の民を安んずるの大忠たることを知らざるなり」と嘆ずる。

伊良子・牧野は武士の習俗と云われていたもの、世俗の見方そのものを否定する。赤穂四十六士論の問題はここまで発展する可能性をはらんでいる。赤穂事件そのものはそれ自体では田舎大名の愚行による一騒動に過ぎないが、この事件およびそれをめぐって行われた議論・論争までを検討すると、批判派の視点もさまざまであり、かなりに問題が広がってくるように思われる。

そうは云っても、赤穂「義士」論が世の潮流であったのだから批判派論者の立場はごく弱いものであった。

佐藤直方の論は一五もあるが、印刷流布されたものはなく、論争も崎門内部に限られたが、世人の忠臣義士として褒め称える浅野家四十六人を「乱臣賊子」と云ったと伝えられて、それまでは「井伊掃部頭殿、土井大炊頭殿と其外大名中にも尊敬の方」が多かったのが、これで彼を見限ったという[五三]。

荻生徂徠の「論四十七士事」はもとは『徂徠集』巻一二の「記義奴市兵衛事」の付記として書かれたが、元文五（一七四〇）年に『徂徠集』が刊行されるに当って削られた。事件後四〇年近い年月がたっていても、赤穂浪士への批判は遠慮しなければならないような雰囲気があったのである。しかし太宰春台の「赤穂四十六士論」は宝暦二（一七五二）年に春台の詩文集『紫芝園稿』が刊行されたときには後稿巻八に収載されていた。この論の梗概は紹介したが、その猛烈さは他の比ではない。これは一度は刊行されたために一層知られて有名となったので

まえば君臣関係を律する原則も規律も存在しないことになり、確かに家臣は主君に盲従するしかない。野村公台はそのことを「妾婦の道を以て忠と為す」（「大石良雄復君讐論」）と云っている。同時に「良雄等を以て義と為すは世俗の論なり」とも云う。佐藤直方も「世俗雷同シテ、四十六人ヲ忠臣義士ト称ス」と云っていた。とすると、「世俗」では君臣関係を律する規律というものはないことになる。それならば己を空しくして無闇に君に従うことを「義」とでもするほかはないであろう。

長矩がいかなる人物でも、またいかなるきっかけで突然小刀を振るって吉良に斬りかかり、取り押さえられて、死刑になったとしても、そういう君側の感心しない事情を無視して、ただ長矩がやろうとして果せなかった吉良の殺害を実行したということを高く評価しようとすれば、こういうことになるのかも知れないが、佐久間太華のようにそれが我が国固有の君臣関係の特質だとまでいうと、別な問題が起こってくる。伊良子大洲はそういう主張に反論する。それは四十六士批判につながるものである。

伊良子大洲の文はさきにも引用したが、因幡の人、伊藤仁斎の古義学の系統に属し、生年は不明だが、没年は文政二（一八一九）年、赤穂四十六士の行為を批判し、併せて武士の習俗を否定した「四十六士論」はその最後の年に書かれた。この著は門人の序・跋を具え、本文五篇と附録から成るかなりに長い文で、『赤穂義人纂書』一に収められている。そのなかで彼はいう。「吾が邦自ら吾が邦の風有り、而して武人は自ら武人の俗有り、漢土と一視すべからず」などという者があるが、「所謂武人の風は実に戦国より始」ったにすぎない。

「知らざる者は謂へらく、吾が邦一種武人の風、是れ開闢以還本来の面目なりと。殊て知らず王朝の盛は、文柔は政と為り、風流俗を成す、上下枕を高くし海内事無し。是の時に方り豈に所謂武人の風あらんや、故に武人の風は戦国に始り、而して其の流弊今に及ぶなり、未だ之れを更ふる者あらざる耳、君の死に殉ずる者を以て忠臣と為すが如きも、亦た戦国の余習、頗る見解ある者と雖も敢て其の非を言ふ者莫し、聖代に至るに及んで令有りて之れを禁ず」（第二論）

「聖代云々」は四代将軍家綱の殉死の禁を指す。大洲は、戦国時代に始まった、「文柔は政と為り、風流は俗を成す」王朝風を否定する非合理的・反文明的習俗は禁止されたと評価しているのである。「聖代」とは、聖人の道を主流として幕府が認めている、その「代」を意味

終　章

彼ら四十六士の行為は当事者の堀部や是認論者の五井蘭州によって武の道、武士道の実践とされてきた。赤穂事件についての論争は時がたつにつれて、議論内容が発展し、彼らが拠ったという武士の道が単に当時＝江戸時代の武士特有の道徳なのではなく、我が国の君臣関係の全体を覆う伝統的な道であるという国粋的な主張が現れるようになる。

例えば、佐久間太華は赤穂浪人の行為を我が国固有の道徳の実践と、問題の幅を広げて詳説している。

彼はまず中国の君臣関係について、「漢土は君臣の制密ならず、出所進退は我に任ず」として臣の自主性を基礎に置くその君臣関係を低く評価し、「今日は匹夫、明日は宰相、今日は宰相、明日は或は匹夫なり」というように君臣は互換の関係となっていると云い、「是れ朝廷を以て市場の如く、化け物陳列し、交易大いに行はる」とする。これでは「君の心を以て心と為さず、己れの心を以て心と為す」ということになり、「人心各別」となる、「故に君臣は合体せず」といい、それは「商賈の道」であると貶価する。そしてこれは「我が邦の通義に非ざるなり」というのである。それでは我が邦の通儀は何か、「我が邦君臣の制密なり、士大夫は禄を世々にし家を世々にす、敢て去るを許さず。」佐久間の考えでは、君臣関係が血統によって固定していて変化しないのがよいとされる、「故に士気は斉一なり、（略）君の喜びは臣も亦た喜び、君の怒りは臣も亦た怒る、君の讎とする所は臣も亦た之れを讎とす、故に君臣は体を合し心を同じうす、是を以て石氏は、其の君義英を刺し果さずして刑死し、憾憤は義英に在るを以ての故に、義英を殺すを以て心と為す」（「断復讐論」）ということになる。

この論は蘭洲らの言い分を補充・説明するものであり、中国のそれと比較して我が国の君臣・主従の関係の特徴を謳歌するものであるが、それによると臣の側には自主・独立の思考・姿勢というものがない。これで行けば君志がどんなに愚劣でも悪でもそれに従いさえすればよいことになる。家臣は主君に盲従するほかないのである。現代風にいえば家臣には主体性というものがない。佐久間は中国的な君臣関係を「出処進退は我に任ず」とし、それを低く評価・否定しているが、この原則は「君臣に義あり」（『孟子』滕文公篇）で、君臣関係は義、すなわち事実関係を律する道徳的規律によって根本的に規制されていることを示すものであるから、それを否定してし

為と意識は総じて堀部らのいわゆる急進派の色彩になる。

家老であった大石の立場は少し違う。

浅野家の立場としては最重要事は御家の再興なのだ。当主の突然の誤行為によって家の滅亡・解散にまで追い込まれたのであるから、主人公を取り替えれば再興も不可能事ではないとも考えられる。現実的には弟の大学を擁しての幕府の処置を待望した。大石の基本方針はそれである。

堀部武庸がいう「一分が立つ」とか、「義」を立てるというのは、同時に「御亡君へ忠を尽す」[四八]ことと堀部は思っているし、彼に同調する者もそう思っていた。堀部の考えでは、それは「祖父御代々之御家」を捨てた「御亡君」への「忠」を意味していた。その現実化は具体的には亡君の遺志を継いで吉良を討つことである。それが浅野の「人前」を回復することでもあるというのが堀部の見方であった。

大石良雄の立場はやや異なる。彼は「御亡君」ではなく、浅野の「御家」を最優先する。元禄一四年七月一三日付の堀部ら宛の書簡で彼は次のように云っている。

「此節何様之儀候共、時節を相待、何卒御首尾宜、人前之御交も被成能事も候得ば本望至極、然る上は何様に罷成、出家沙門之身と成候共夫迄之儀」[四九]

浅野家の「人前」あるかたちでの再興が目的なのである。これは単に浅野家が再興されるというのとは違う。何らかの処分を吉良側にも加えて両成敗のかたちにすることを意味している。その実現は難しいが、しかし、大石は吉良を討つことをあくまで優先させたのではなく、名誉あるかたちでの浅野家の存続が最優先の目的だったのである。堀部の願望は大石からみれば「私を立てる」ことであり、「我意」を通して「御家」を滅茶滅茶にしてしまうことに通ずる。同年一〇月五日付の堀部ら宛の書状で彼は云っている。

「（略）事を急ぎ私を立申儀に候はゞ（略）我意を以名跡迄断絶申候様に引倒申候段、本意と可申哉」[五〇]

だが、大石の願いは不幸にして元禄一五年七月に幕府が大学を広島の浅野本家へ御預けとしたために実現できないこととなり、浅野家の名誉を回復するためには《喧嘩》の相手方である吉良を討って両成敗を現実のものとするほかはなくなったのであった。「御家」をいかに先に立てようとしても、それ自体がなくなってしまえば、武士の「一分」を立てようとする急進派と立場を同じくせざるを得ないのである。

きるのではあるまいか。

とにかく、吉良は売られた喧嘩を買わなかったので、売った方の浅野が一方的に損をした。しかし、これは買わなくてはならなかったというのが、徳川武士多数派の常識だったらしいから、買わなくったって喧嘩は喧嘩じゃないかということになったのだろう。そうなると吉良が武士として当然なすべきことをしなかったために、つまり吉良の武士らしくない態度と行為のおかげで、浅野は滅亡に追い込まれたということにならざるを得ない。そこで浅野家臣としては我慢ができないことになる。喧嘩で負けた、逆に相手に斬り殺されたのなら、仕方がないけれども、相手がルール違犯でそのために主君は死刑になってしまうし、領国は取上げられて家臣は離散せねばならないというだから家臣の者がそう思うのも無理はない、さらには当然である。これまで見てきた論者のなかにもその点で浅野浪士に同情を示した人は何人もいる[四三]。

これが武士社会一般の見方だとすると、吉良の不正・不当の行為による結果、浅野側だけが没落させられて、吉良の方は従前の涼しい顔をしているという《不公正な結果》を修正しなければ、正義感が満足させられないことになる。浅野長矩は死んでしまったし、大名としての浅野家は潰れてしまった。喧嘩という建前からすると吉良の方も同じようになってもらわねば懸案は解決しないのである。といって、それを解決できるのは当事者の片割れである浅野家臣しかないであろう。未解決のままでは、「堀部武庸筆記」にあるように、「主人片落に切腹被仰付、上野介於存生は、城無滞引渡何方へ面を向可申様も無之候。」[四四]という状態が持続しているわけである。そこで浅野家中の者が他へ「面」が向けられる、言い換えれば「一分」が立つようにするには吉良を殺して、両成敗を事実上で実行することが必要となる[四五]。徳川武士の一般的習俗に染む世間からは、浅野家臣がそのようにすることが暗黙に期待されており、そのことは浅野側にも恐らく感知されていた。「御当地大名小名御旗本に至る迄、内匠頭殿家久敷家柄にて、定て義を立る侍無之事は有之間敷候間、主人之的見遁には致間敷と、江戸中之評判にて御座候。」[四六]と堀部安兵衛らが大石に書き送ったことはそれを示している。

その期待が四十六士の行動を推進したのである[四七]。それに押されるようにして、それは意識されないでだが、四十六士の行為があった。

が、それだけではない。それだけだと、四十六士の行

てもまともな人間のすることではない、「やくざ」のすることである。江戸時代にあっても、伊良子大洲は、大石らの行為は「是れ俠にして未だ義にあらず」（「四十六士論」第一篇）と云っている。

ところでこの事件は浅野長矩が江戸城中で突然吉良義央に斬りかかったのが発端である。その場所、その時にそういうことをすればどうなるかはほぼ予想できたことである。従って浅野の行為にはそれ相当の原因がなくてはなるまい。そう考えるところから出てきたのが前述した賄賂云々のこと、それに基づく怨恨があったとの説である。それが確かな事実に基づかず、当時の上層武士間の慣習からみての合理的根拠に乏しいことは既に述べた。しかし、浅野に対する幕府側のいわゆる判決文で「吉良上野介江意趣有之由にて」[四二]と云っているのだから、長矩は取り調べに対してそのように述べたのであろう。とにかく殆ど当時から賄賂・怨恨説が巷間に定着していた。定着といっても、想像に基づく共通の幻想が広範囲に行われたということである。

なぜ、そんなことが想像され、定着したのか。その根底にあるのが吉良の武士らしくない人物像である。殿中で浅野に斬りかけられても、「短刀モ抜ズ、駭キ倒、顔色変ジ、天下ノ士是ヲ笑フ。死タルニ劣リ、恥キコト也。」と、佐藤直方に評されたその人物像である。斬りかけられても抵抗しない、喧嘩を売られても相手にしない、これは今日ならまともな人の正しい態度であろう。こんなことが非難されるのは多分やくざ社会でだけではないか。しかし、これが江戸中期の現実では、佐藤直方のように冷静に批判的に事件を見たような人物にあってもなお「死タルニ劣リ、恥キコト」だったのである。それを笑った武士の方が正常だったことになる。このようなまともな武士ともいえないような吉良のことだからというので、高家と指導を受ける大名との間で通常普通に行われていた挨拶としての「金馬代一枚」の贈呈までが「賄賂」と称して不正行為であるかのごとく語られるようになったのであろう。吉良に対する悪評はいわゆる刃傷事件以後に捏造されたものであると私は推察する。

幕府側ではこの吉良の態度を「上野介儀、御場所を弁、手向不致、神妙之至」[四三]と評価、是認している。それは一般の徳川武士の習俗とは乖離したものだったらしい。が、それとは異なる合理的な思考が存在していたことは論争があったことからも分る。そしてその方が徳川幕府を代表する、少なくとも、表向きの態度だったと推測で

全には脱皮を遂げていない、遂げられなかったのであろう。

沢熊山は四十六士是認論者であるが、浅野の刃傷事件について次のように云っている。「吉良子は其の撃たるるに於て之れに抗すれば、固より律を犯すと為す、之れに抗せざれば則ち亦た宜しく之れに処する有るべし、乃ち手を束ねて刃を受くる是れ怯なり。」（「赤穂義士論」）

熊山は「赤穂の臣は義として吉良子を仇とすることを得ず」（前引）と理屈を通しているようにみえるが、真実のところは、吉良は浅野が斬りかかったとき、刀を抜いて抵抗すべきだったと思っていた。そうすればこれは「喧嘩」となる。喧嘩ならば両成敗だ。それでけりがついて問題は残らない。多分、それが武士らしい行き方だったのだろう。

同じような感慨が佐藤直方にもある。直方は事実関係に則して冷静な議論を展開し、そのため懇意にしていた大名から疎遠にされるなどの不利益をも蒙ったのだったが（後述参照）、それと同じように武士の本能ともいうべきものも持っていた。「四十六人之筆記」で、彼は「上野助、短刀モ抜ズ、駭キ倒、顔色変ジ、天下ノ士是ヲ笑フ。死タルニ劣リ、恥キコト也。」と云っている。吉良が「短刀モ抜ズ、駭キ倒」れたことを軽蔑し非難するのである。直方に軽蔑されないようにするには、短刀を抜いて浅野に反撃せねばならない。しかし、そうすれば「一己の私忿に公命を忘れ」[四〇]たと、直方自身いわねばならないだろう。直方は吉良だけを非難したのではない。浅野長矩に対しても、「上野介ヲ討コトモ、急迫未練ノ腰ヌケノ仕形也。上野介、梶川与惣兵衛ト立ナガラ事ヲ談ズル時、後ヨリ短刀ヲヌキ、逃ル処ヲ切ト云ヘドモ、其疵少ニシテ死ニ不到、梶川氏ニ被捕。無勇無才、可笑之甚キ者也」（「四十六人之筆記」）と非難する。これらは「目ノ子算用ニスルガ主」（「重固問目」）と自ら宣言して事理を明らかにするとは別種の、「武士の習俗」に執した、沢熊山に類する角度からの発言ではないだろうか。

こうして見てくると、江戸時代で武士らしい態度とは、斬りかかられたら斬り返すといったことが基本になっているらしいと分ってくる。それは時と場所を選ばずであり、理由をただしたりせずである。また、斬りかかった以上は相手を斬り殺さなければ恥辱なのである。

売られた喧嘩は買わねばならないということであろう。が、これは少なくとも現代の正常な社会でなら、どうみ

ここでいう武士道、武士の習俗とは行動の基準を自己の内部に持たず、外側の動向に左右される、例えば、四十六士の一人、三村次郎左衛門の母宛の書状にある、「人々ニうしろゆひヲさゝれいきていきかいの御座候哉」[二八]といった言葉に代表されるような精神態度を指すことになる。しかし、これこそが吉良を討つ心理であり、その根拠は浅野と吉良との確執を喧嘩とみたことである。そしてその行動を支えた芯は主君に対する無批判的な没入である。だが、無批判的な没入などと云っても、やはりそこには共感するものがないとしたら、命を賭けてまで君に追従することはできないだろう。「内匠末期残念之心底家来共難忍仕合御座候」とは吉良邸に討ち入った「浅野内匠家来口上」の一節である。

四十六士の一人、大高源吾は母宛の書状のなかで、「殿様御らんしんとも無御座上野介殿へ御いしゆ御さ候由にて御切つけ被成たる事にて候へハ、其人ハまさしくかたきにて候、主人の命をすてられ候程の御いきとをり御座候かたきをあんおんにさしおき可申様むかしよりもろこし我てうともに武士の道あらぬ事にて候」[二九]と云っている。

ここでも条件は「殿様御らんしんにても無御座」であり、その上で、「主人の命をすてられ候程の御いきとをり御座候かたき」なのである。この条件なしにはいかに四十六士と雖も苦心して吉良邸を襲うようなことはしなかったのではないか。

喧嘩と思われたこの事件についての浅野への処分が過酷であったのに対して、一方の吉良には何らの処分もなされなかったのが、吉良の姦悪を妄想することになり、そこに共感が成立し、それが浅野家臣を駆り立てたと想像することができる。

さきに引用した堀部金丸の覚書には、「主之敵品もなく差置候而は家中之者共武士道捨果餓死仕外無御座二付」云々と述べられていて、そのことを裏付けている。もちろん、彼等が、意識の上で、他から強制されて実行に及んだとは思われない。彼等は自らの意識においてはこれらの噂を信じ、執念に燃えて吉良をつけねらったのである。彼等自身にはそこまでを反省するだけの余裕はなかったし、そういうことを考える理性もなかった。それを考えるのが学問を身に付けたことを自覚する者＝インテリの使命であったろう。

しかし、当時の識者・インテリもまた多くは武士であったから、多かれ少なかれ武士の習俗に染み、それから完

六　章

二類の論者は、吉良が浅野の讎であるとの主張を表面から退却させ、それに代えて、四十六士は主の遺志を継いだと称する。この場合、さきにも見た処であるが、その「主の遺志」の内容が問題となる。儒者の立場、特に朱子学に影響された立場からすれば、『中庸』にある「継志」の文字は看過できないし、また、不善の意思を継承すれば、それもまた不善であることくらいは『中庸』と関係なしに明らかである。だから徂徠は長矩の志は不義であり、其の邪志を継いだ四十六士の行為も同じく不義であるとしたのである。

野村公台（一七一七―一七八四）は彦根藩の儒者であり、徂徠の門人である服部南郭の門人である。彼は、大石らは「君憤を伸ぶるを以て忠と為す」が、それは実は「君の私を成す」に過ぎない（「大石良雄復君讐論」）（一八）、と断ずるし、伊良子大洲もその著「四十六士論」（一八一九年筆）のなかで、「夫れ義臣は君に事ふるに義を以てする者なり。君、義なれば則ち順ひて之れを行ひ、君、非なれば則ち諫めて之れを止む。（略）良雄は則ち然らず、君の昏きに従ふ而已、君の非を遂げし而已。」（第一篇）というのである。

それに対して、是認論者はその内容に関わらず、君志を継ぐこと自体を評価する。それはいったいどういうことか？

五井蘭洲はさきの引用文に続けて「蓋し謂へらく、亡君死に望むとき、その心あに敢へて上を怨まんや、ただ義英刃より漏れて脱走し、即に死すこと能はず。これ至憾と為す。故に臣らこれに代りてこれを殺し、以て亡君の憤を地下に慰むるのみ」といい、また「それ赤穂侯の死は罪を以てなり。焉んぞ敢へて国家を怨まん。君既に爾り。その臣もまた敢へてせざるなり。もしこれを怨まば、その私心なり」として、家臣の心の内容が主君の意思に違わないことが家臣の当為であると述べている。だから浅野家臣が幕府に抗議することなく、吉良邸を夜襲して義央を殺害したことを評価するのである。蘭洲のは屈折した述べ方であるが、四十六士の一人堀部安兵衛の叙述では直截である。彼は大石内蔵助宛書簡（元禄一四年八月八日付）のなかで「畢竟は亡君御憤之通に、御家来之者共所存無之ては、武之道無之歟と奉存候」（一九）と述べている。こうなると武士のあり方、あるいは武士道とは本来的に自主・自立の精神態度を欠いたものといわねばならないであろう。

なく、当時既に広く流布していた。

だから、批判派もこれを事実のように扱って、その上で議論をしている。

即ち、佐藤直方は『韞蔵録』第二論、質問者の「此者（吉良のこと）イヂ悪シキ仕形ヲシテ」という言い分に対して、「此論已ニ非也、吉良ガ浅野ヲツブサウト云悪念ハナシ、浅野ヨリ物ヲヤラヌヲ腹立テ、顔癖ヲシタモノナリ、浅野ガ仕形ノワルイナリ、マイナイヲセヌト云意テハナイ」と云っているし、また別の人の「吉良之無礼浅野憤激之有可言者」（第五論）に対しては、「吉良カ無礼一モナシ、金ヲヤラヌユヘツラフクラカシテ取合ハヌマテ也、浅野一分ノ立ヌ無礼ヲシタト云コトテハナイ、ヤル筈ノ金ヲヤラヌハ却テ浅野無礼ト云ヘシ」と云うのである。

また、太宰春台も、「凡そ皇使の来るや、東朝の人、その礼を知るもの鮮し。ただ大行人のみこれを知る。ここを以て諸侯の館伴と為る者、辞を卑くし幣を重くして教を大行人に請はざるはなし。ここにおいて南吉田侯（＝伊豫・伊達宗春）弱く、その臣陰かに南吉田侯の命を以て、吉良子に金帛を遺ること数に過ぐ。朝するに及びて、吉良子特に南吉田侯を誉めて、その館伴の善を称する。赤穂侯これを怨む。」（「赤穂四十六士論」）という。

浅野が賄賂を贈らなかったので云々の話は室鳩巣が発端だというが[二四]、「堀部金丸覚書」に「於伝奏屋敷吉良上野介殿品々悪口御座候へ共御役儀大切ニ存内匠頭堪忍仕候処、於御殿中諸人之前ニ武士道不立様ニ至極被致悪口候由」[二五]とあることから考えれば、この文書は室鳩巣が「赤穂義人録」を書くより以前のものであることははっきりしているが、「由」とあって伝聞であることが分る。悪口の原因についてはふれていないが、悪口そのものはその当時すでに噂になっていたのである。また、同じ「覚書」のなかで金丸は「悪口は殺害同前之御制禁」とか、「悪口ハ刃傷同前」といっていて、浅野が吉良を殺そうとして斬りかかったことを当然視する。

この噂の内容となっている事実があるからこそ浅野に「怨み」が発生するので、これがなければ浅野は「乱心」ということになるだろう。二類でもこの事実は必要であろう。しかし、理由と関係なく、つまり浅野の行為に正当性があろうがなかろうが、主君がしたのだから家来は盲従するというのなら、どうでもよいことになる。

スされているかのようにみえる。ここでも本筋は亡君の遺志を継ぐことと、それによる「臣子の情」のストレス解放である。事実関係と事理を明確に把握したかにみえながら事の本質を「心中ノ処」に持ち込んで曖昧化していることに注目されたい。

五　章

吉良の姦悪について（二）

二類の論者も結局は吉良を浅野の讐とすることが基本であることが分るが、そのもとは両者の間柄を「喧嘩」と見做すことに帰着する。そしてそのことは既に佐藤直方が喝破している。直方の第二論（「奥氏問目」）で、奥氏が「鬱憤止ミガタク、怒ノ餘リ殿中ニテ刃傷ニ及ンニ、脇ヨリ取リワケ、本意ヲ達ザル時」と述べたのに対し、直方は「爰ヲ喧嘩ト見ルヨリ始終ノ惑ヒアリ」と批判しているのである。

さきに言及したように、二類の論者は、吉良を何らかの理由で浅野の「讎」とする場合、吉良が浅野を不調法に陥らせる積極的な原因を作ったと主張するのが一般であった。その原因とは、浅野側が賄賂を吉良に贈らなかったので、吉良が浅野に意地悪をして、そのため浅野は人前で恥をかくような羽目になったことである。それについて、三宅尚斎は、「サレドモ賄賂ヲ与ヘヌトテ顔クセヲアシクシ、浅野ガ面前ニテアテツケテ恥ヲカヽセル様ナルコトヲ云、問合スルコトモシカジカ告ズ、不調法ニ陥ルヤウニセシコト、浅野ガ全所以ナキニ非ズ」（「重固問目」）という。

浅見絅斎も、「夫レ上野介、大礼公儀ノ役人ノ主トシテ、私欲私意ヲ以、内匠頭不調法ニナルニモ心ヲ用ズ、晴ナル殿中人前ニテ恥辱ヲアタヘルヤウニシテ、内匠頭ヲ激怒セシメ」（「絅斎先生四十六士論」）といっているが、二類に属する五井蘭洲は単に「吉良子邪慝の故」（「駁太宰純四十六士論」）というのみであるし、他の論者は殆ど言及しない。

伊勢貞丈・山本北山の発言は既に紹介した。同じく一類に分類される赤松滄州はこの件に関して、「蓋し聞く、吉良子は人となり貪にして厭ふなし、赤穂の有司時宜に疎くして時機に暗し、吉良子を餡にするの便を知らず、是を以て吉良子は浅野侯を面辱す。」（「太宰徳夫赤穂四十六士論評」）といっている。赤松はこの発言内容について「蓋し聞く」と、それが伝聞であることを明らかにしているが、この話は四十六士是認派が拵えたものでは

事、是無念骨髄に通じ、泉下の恨み尤千万、忠信の心忍びられぬ故、此敵討は致されたもの。」

ここから也有が本当はこれは仇討ちであると信じていることが分る。その理由は右の文でいえば「（四十六士の）忠信の心忍びられぬ故」である。「主君の仕遂られぬ本望を遂て、泉下の恨みを散ずる為」ともいっている。

五井蘭洲も「ここにおいて良雄ら倡ふるに復讐を以てせずして、ただ亡君のために遺志を継ぐと道ふ」という。

佐久間太華は讃岐の人という、生年は不明だが、没年は天明三年一二月（一七八三）である。春台の「四十六士論」を見て、激怒して「断復讐論」[一〇]を書いたという。没する年の五月である。この論で佐久間太華は「石氏（＝大石良雄）は、其の君義英を刺し果さずして刑死し、憾憤は義英に在るを以ての故に、義英を殺すを以て心と為す、庖丁牛[一一]の如く然り、是れ君の心を心と為す也、神を焦がし心を苦しめ、終に義英を殺して讎を復す」という。同じく亡君の遺志を継いだというのである。

沢熊山、生没年は未詳だが、「赤穂義人纂書二」[一二]に収める「赤穂義士論」の末尾に「右一篇ハ神戸（伊勢国）本多伊豫侯ノ藩士沢三郎（号熊山）所著也」とあるから、本多氏が伊勢神戸に移封された享保一七（一七三二）年以後のものであることが分る。熊山ははじめ儒を以て仕えたとある。

熊山もまた「赤穂侯は朝廷の法に死す、而して吉良子の手に死せず、赤穂の臣は義として吉良子を仇とすることを得ず」という。事実関係は単純明快、従ってそこから発する法理も倫理も明快である筈である。ところが「心中ノ処」は明快とはいかない。熊山は、「赤穂の臣は義として朝廷を怨まずと雖も、然れども其の心は終に釈然たること能はず」というのである。何故か。その君は吉良を怨んだままで死んだのに、吉良は生きている、「臣子の情として、其の君の永く恨みを地下に飲むを忍びざるなり。」そのままにしておいては家臣の気持ちとして我慢ができないというのである。そうかといって吉良を讎とするのは「義」に適わない。それでは復讐はできないとなれば「赤穂の臣として其の鬱抑を宣ぶる所」がない。城を枕にして死ぬとは朝廷（幕府）に反抗することになる、そういうことをするよりは「寧ろ私かに吉良子を殺して其の君志を成し、以て自ら囚に就き、其の君をして永く恨みを地下に飲むことなからしめん」[一三]、これが「臣子の情に於ては至れり」というべきである。

赤穂浪士が吉良を討つに至る筋道が殆どみごとにトレー

而るに独り浅野侯死を賜ひ国除かる、吉良子意を得ること故の如し。是れ即ち良雄等諸士の坐視するに忍びざる所也。吉良子は侯を殺さずと雖も、而も君の死し、国の亡ぶるは、実に吉良子に因る、則ち其の讎は吉良子に非ずして誰ぞ。」

以上に四例を挙げた。内容的にほぼ共通の要素がある。殊に前三者は『赤穂義人録』に拠っているらしいが、その共通なのは吉良は浅野の讎とはいえないが、吉良のお陰で浅野は死んだのだから、吉良は浅野の讎というべきだとする点においてである。単純な事実関係からいって、吉良を浅野の讎ということはできないから、そのことを云おうとすれば、なにか条件をつけなければなるまい。それが吉良の姦悪であり、浅野は吉良の意地悪に激怒させられて殿中で刃傷に及ばざるを得なかったというのが、その内容である。ここでの論法では、これなしには吉良を讎とみなすことができないことに注意してほしい。

最後に赤松滄州が、「良雄等諸士の坐視するに忍びざる所也」といっているのにも留意されたい。佐藤直方のいわゆる「心中ノ処バカリヲ云」うものであるから。

(二) この類に属する論者のなかにはかなり明確に吉良は浅野の讎ではないとまず断定する者がいる。

例えば五井蘭洲(一六九七―一七六二、名は純禎、蘭洲は号である、大坂懐徳堂の儒者)は春台に反論するために書いた「駁太宰純赤穂四十六士論」[二八]のなかで、「赤穂侯罪あり、法として死に当る。法はそれ讎とすべけんや。吉良子は固よりこれを殺す者に非ざれば、また讎とすべからざるなり」というし、名古屋藩士で俳人として知られる横井也有(一七〇二―一七八三)はその著「野夫談」[二九]において、「吉良殿は切懸られても手出しもせず、相手の切腹を願はれもせねば、吉良殿は元より殺さぬとは知れた事、夫ゆへ四十六士は主を殺した敵を討と言ではなく」と云っている。

しかし、それは事実関係からして吉良が浅野の讎でないことは自明であるばかりでなく、そのことを指摘する論説が出現し、さらに四十六士の行為を仇討ちでないと幕府が断じて、切腹を命じているのであるから、それらを考慮してこのように表現したにすぎない。だから横井也有はいま引用した文の少し前のところで次のように書いている。

「もと浅野殿が恨み怒りに堪かね、吉良殿を斬て我も死、本より家も潰そふと、他は不顧斬懸られたるを斬おゝせず、我計其事に死して家を亡し、敵は其侭生て居らるゝ

河口光遠（一七〇三―一七五四）、静斎と号する、川越藩儒であり、室鳩巣の門人。まず彼が吉良が仇であると断定する部分を引用する。

「吉良君は固より手づから赤穂侯を刃せしに非ざるも、赤穂侯の死は実に吉良君に由る、臣子たる者之れを視て仇と為す、豈に不可ならんや。」（「四十七士論」）[一四]

伊勢貞丈（一七一七―一七八四）は幕臣であり、御小姓組番士を勤めたが、有職故実に詳しく多くの著書がある。この論は「浅野家忠臣」の題で『日本思想大系』に所収[一五]、『赤穂義人纂書』一には「伊勢貞丈四十六士論評」の題で収められている。

浅野は乱心して殿中で吉良に斬りかかったから、幕府からその罪を罰せられたのだから、四十六士が吉良を仇とすべき理はない、という説があるが、「是ハ表ヲ云テ裏ヲ顕サヾル説也。吉良賄賂ヲ貪レドモ、浅野ガ意ニハ、武士タル者、何ゾ人ノ髭ノ塵ヲ取ルコトアランヤト云テ、賄賂ヲ投ゼズ。依テ吉良、事ヲ含ンデ浅野ニ度々恥ヲ蒙ラセタリ。依之浅野怒ニ堪ズシテ吉良ヲ撃ントセシガ、斬リソコナヒテ切腹ヲ命ゼラレ、所領没収ニ及ビシナレバ、其家臣吉良ヲ恨マズシテ誰ヲ恨マンヤ。」というのが、貞丈の論のその部分の骨子である。

山本北山（一七五二―一八一二）は江戸の人、所謂折衷派の儒者で寛政異学の禁に際して抗議した「江戸の五鬼」の一人。「義士雪冤」と題する[一六]。要点を引用する。

「吉良子は貪戻なり、前後の館伴（＝御馳走役）は必ず苞苴の贈を重くす、赤穂侯は否らず、吉良子之れを嘲ち其の問に応ぜず、故に礼を謬ること数なり、悪言之れを罵るに不敏を以てし、之れを責むるに約束に従はざるを以てす、赤穂侯憤に勝へず、殿上に之れを刺すも中らず、之れを撃ちて額を傷つけしも、遁れて及ばず、是を以て赤穂侯は大不敬に坐し、封を没せられ自尽を賜ふ、命に臨み猶ほ吉良子を殺さざるを怨む、赤穂侯の死は実に吉良子職として此に之れ由る。」

赤松滄州（一七八一―一八〇一）、赤穂森家の儒臣である。赤松の論は「太宰徳夫赤穂四十六士論評」[一七]と題する。春台の論を標的としてのそれである。ここでは吉良が浅野の讎であると断定している部分を抽出する。

「今浅野侯の死は誠に吉良子之れを殺せしに非ず、而れども吉良子の姦以て之れを致すときは、則ち良雄等之れを讎とするも、亦た何の不可あらん。」

「嘗て竊かに謂えらく、禍の起るは実に吉良子に因る、

自殺せずに自首したのはなぜか。彼等は次のように思ったからである。「至難の事を済す、功これより大なるはなし、幸に死せざるべくんば、即ち死せず、禄位を得ること、俛して地芥を拾ふが如し、不幸にして死せんか、法に死するのみ、死するも未だ晩からざるなり。何ぞ必ずしも自裁せんと。」これを「名利を要むる者」と云わずして何と云おうか。「良雄らの若き者は、大義を仮りて以てその利慾を済す者なり。」

第三点は基本的に佐藤直方と同様である。これは大石らは、亡君の遺志を継ぐとか、讎を討つと称して、実は主君の讎を討った立派な武士という評価やそれによる再就職を狙ったしてとその動機が純粋でないことを指摘したものである。従ってこれはいわば想像に基づいた批判である。その上、四十六士は実際には切腹させられた、則ち、死刑となったのであるから、第三点の主張は彼等に対して過酷に感ぜられる。従って四十六士を是認する側の論者は無視するか、または感情的に反発するのが一般である。北条流兵学者の松宮観山（一六八六―一七八〇）のように四十六士が吉良を討った行為を是認しない人でも、春台の説には批判的でその議論は酷薄に失すと評している。（「讀四十六士論」）

春台説の第二点については、多くの人が反論を行ったが、前述したようにその全員が春台の論旨を誤解した上で反論した。従ってこの問題は徳川体制がどのように理解されていたかという興味ある問題を誘い出すものともなるが、小論の範囲を逸脱するのでここでは扱わないことにする。

四　章

四十六士是認派の論点

佐藤直方と太宰春台の批判点は一と三でほぼ共通である。それに荻生徂徠の批判点を合わせれば、それで赤穂浪士批判の論点は出揃ったといってもよい。

小論では四十六士を是認する者がいかなる理由で是認しているのか、その是認の構造ともいうべきものを解明するために、まず上記両者の批判第一点に関わる是認論者の主張を点検する。

この論者の主張は（一）何らかの理由で吉良義央は浅野長矩の讎であるというものと、（二）讎ではないが、四十六士は吉良を殺そうとした主君の遺志を継いだという者とに大別される。

その一からみていこう。

その立場を貫徹して敵の粟は食らわないというのである。これを一種の殉死とみることも可能であろう。

その二は、誤解され易くもあったが、吉良氏が讎であるから討つというのではなく、幕府の不当な判決を事実の上で修正しようというのである。同じく、県官との敵対を貫く。但し、これは次善の策である。

春台が「道」というとき、それはいうまでもなく聖人の道であり、それは普遍である。春台はその他に「東方の士の道」にも言及する。

「わが東方の士、おのづから一道あり。その君長の死を見れば、立ちどころに即ち心乱れ狂を発し、踵を旋らさずしてその難に赴き、ただ死を以て義と為し、またその当否を問はず。」

「心乱れ狂を発し」とは理非を判断する余裕がない有様をいうものである。右記の赤穂城で自殺したり、吉良を討っての死と同じようにみえるかも知れないが、これは赤穂の臣自らが取り結ぶ社会的・倫理的関係における当為、道、普遍である聖人の道に適った行為であるのに対して、後者は「仁者よりこれを観れば、或は徒死たるを免れず」である、普遍の道の立場からは犬死なのである。しかし、これも「士気を励ますに足る」という理由で、「国家因りてこの道を存す」、国家則ち幕府はこの道をも肯定しているのだから、「棄つべからざるなり」。これが「東方の士の道」に対する春台の見方である。しかし、良雄らはこの「道」にも適った行動をとっていない。彼の議論はここから第三点に続くのである。

（三）四十六士が、内匠頭の死に即応して直ちに行動に出ず、吉良を討った後も自殺しなかったのは彼等の行為が「名利」を求めてのものだったからである。

「良雄ら爾すること能はず、悠悠として時を待ち、徒に陰謀秘計を用ひて、以て吉良子を殺さんことを求む。彼その志は事を済し功を成し以て名利を要むるに在り。」

吉良を殺すことが、「功を成し」たことになり、それで「名」と「利」が得られるのは吉良を討つことが「仇討ち」として認められる場合である。彼等はそれを狙っていたと春台はいう。

さらに春台は彼等が泉岳寺で自殺しなかったことについても同様に考えた。これは右の考えと当然結合すべきものである。

「良雄ら既に吉良子を殺し、捷をその君の墓に献ずれば、則ちその事済したり、その責塞がれたり。」そして彼等の罪は死刑に該当するのだから自殺すべきであったのだ。

「凡そ侯国に仕ふる者、県官その君に礼あるときは、則ち固よりまさにその君に従ひて県官を畏るべし。もし不幸にして県官その君に礼なきときは、則ちまさに県官を怨むべし。蓋し諸侯の臣は、ただその君あるを知るのみ。あに県官あるを知らんや。」

と。諸侯と県官、つまり大名と将軍とを君臣・主従として関係づけるものは「礼」である。もし、どちらかが「礼」を破壊するような行為にでるならば、その関係は破棄される。大名の家臣はそもそも大名に仕える者で将軍とは直接の関係はない。

「純聞く、神祖の法、人を朝に殺す者は死なりと。赤穂侯の吉良子におけるは、これを傷つくるのみ。これその罪よろしく死ならざるべし。しかも国家これに死を賜ふは、則ちこれその刑、当を過ぎたり。」

純は春台の名である。要は、江戸城中での殺人は死刑との前例が確立しているのに、単に吉良に傷を負わせたにすぎない赤穂侯を死刑としたのは、将軍と大名との関係を律する「礼」を破る行為である、というものである。従って「赤穂侯の臣たるもの、まさにただこれをこれ怨むべし。」

春台の考えでは、そもそも諸侯（大名）ははじめから将軍に臣従しているのではなく、「礼」を介して、即ち一種の契約に基づいて、君臣・主従の関係を結んでいる。大名は独りで存在するものではあり得ず、必ず家中を帯同している、つまり「家」を構成し、その首長となっている。この「家」（江戸時代には普通には「国家」と呼ばれた）は本来は独立したものであるというのが、春台の考えであった。

この考えに従えば、相互の関係の基礎である「礼」が破棄され、浅野・県官が対立し合うナマの関係となった段階での浅野家臣の当為はなにか。「然らば則ち赤穂の士はその君のためにまさに奈何んすべき。」

その答、「赤穂城に死するに如かず。（略）誠に以て城を背にし使者と一戦すべく、然るのち城に登り火を縦ち、人びとおのおの自殺し、その尸をして城と倶に焚けしめば、赤穂人の能事畢はれり。」

「既に（不覚にも城を幕府に渡してしまって）赤穂城に死すること能はざるときは、則ちまさに東都に往き、その部伍を率ゐて、以て吉良氏を攻むべし。これに克つもまた死し、克たざるもまた死す。これを均しくするに死するのみ。なほ以て責を塞ぐべきなり。」答の一の意味は自明であろう。既に県官と敵対の関係に入った上は

すぐ『中庸』のこの言葉を思い浮かべたらしい。批判派は四十六士は「君の邪志を継」いだとする。その原型がここに出ている。

三　章

太宰春台の批判

佐藤直方が赤穂事件を論じて、浅野内匠頭は「大法ヲ背キ上ヲ犯ス之罪人」であり、だから「死刑ニ行ハ」れたとし、その家来である四十六人の者は主人の大罪を反省するどころか、讎ということが決してできない吉良を討ったが、「是又大罪」であると、忠臣・義士とほめたたえる世評に対して冷水を浴びせかけて以来、荻生徂徠を除いては赤穂浪人を批判する者もなかったが、事件後三〇年を経た段階で徂徠の門人であった太宰春台（一六八〇―一七四七）が爆弾的批判を行うことになる。

春台の「赤穂四十六士論」[3]はその執筆が一七三一年から三年あたりと推測されているが、「重固問目」が一七一八年の日付をもっているから、春台説との間隔がそれほど長いわけではない。直方の強烈な議論は崎門の外にも知られ、さまざまな世評を蒙ったらしいが、それをめぐる議論が崎門の外に出ることはなかった。それに対して春台説の影響は遙かに広くそして長い。春台の説が世に現れて以後、殆どの論者はその説に対する賛否の態度を示さずにはいられなかったのである。

ここでは春台の論点を佐藤直方の例にならって三点に整理しておこう。

（一）吉良は讎でない。

「赤穂侯の死は、吉良子これを殺すに非ざれば、則ち吉良子は赤穂侯の讎に非ざるなり。良雄ら何ぞこれを殺すことを得ん。」

（二）浅野に対する刑は不当であり、そのため「礼」は失われ、浅野と徳川将軍（春台は「県官」と称する）との君臣・主従の関係は断たれた。浅野の臣は将軍・幕府に敵対して死ぬべきであった。それが人臣の道でもあり、わが「東方の士の道」でもあった。というのに、良雄らは敵である筈の「県官」に対して従順の意を表しているではないか。

第三点は直方と軌を同じくするのだが、第二点は全く異なる、それればかりでない、春台の説に関わり、この点について発言する者のすべてが春台のこの説を理解していない。

春台はこういう。

この文には偽書説もあるが、内容的には徂徠が書いたものと考えてよいと一般的に思われている。が、疑問がある。疑問点の一は文中、「今四十六士其主の為に讎を報ずるは」とあるのは、吉良を「君の仇と謂ふべからず」（「四十七士の事を論ず」）とする徂徠の意見に合致しないこと、その二はこの文書が熊本人原口謙の蔵書にのみ存在していた事実である。さらに、この文章が平仮名混じりの文章仕立てになっていること、この文章の内容が四十六士の処分の実際と合致していることが逆に疑問の原因となる。

これが徂徠のものであるといわれる背景として、徂徠の意見で四十六士の処分が決まったとされる話があった。その話の根拠は『列侯深秘録』[九]所収の「柳沢家秘蔵実記」にある、柳沢吉保が徂徠の意見を採用し、それによって処分が決まったとの記事である。しかし、この「柳沢家秘蔵実記」の原本である柳沢文庫所蔵の「永廟御実録」[一〇]には、徂徠云々の記事はない。それは後に誰かが写本に書き込んだものらしい。原本になくて写本にあるというのでは確かな根拠にはならないであろう[一一]。徂徠がこの処分に関係したことを示す根拠が崩れたのである。「擬律書」が徂徠の著であるというには疑問が多過ぎる。私は「擬律書」は偽書であるとほぼ断定する。

徂徠の「四十七士の事を論ず」は宝永二（一七〇五）年頃に執筆されたらしい。佐藤直方の論とほぼ同時期であり、内容も世評に反して赤穂浪士の行為をきびしく批判するものであったが、この論説をめぐって論争が行われたことはないようである。

徂徠のこの論は、はじめに浅野長矩について「長矩一朝の忿、その祖先を忘れて、匹夫の勇に従事し、義英を殺さんと欲して能くせず。不義と謂ふべきなり。」として浅野を断罪し、続いて「四十七人の者、能くその君の邪志を継ぐと謂ふべきなり。義と謂ふべけんや。」と、君の邪志を継いだという点で義士説を否認する。

さきにみたところであるが、三宅尚斎が「何程カ君父ノ遺恨ニ思ヒ玉ワント、君父ノ志ヲ継デ討ッ、豈無理トセンヤ」といったところで、直方がそれを批判して、「中庸ノ継志ト云ハ、君父ノ善志ヲ継グヲ云也。主君ノアシキ志ヲ継ハ不忠ト云ベシ」と云っている。これは『中庸』に「夫れ孝なる者は善く人の志を継ぎ、善く人の事を述ぶる者なり」という言葉があるのを根拠としての言葉である。論争に従事したのは多くは儒者であったから、「亡君の遺志を継ぐ」といった風の言葉をみると

りますから、勅使などのおいでになります場合には、御馳走役の大名は、いろいろ打合せをしたり、指図を受けたりする。お世話をかけるというので、大概金馬代一枚、金一枚ずつ付届けする例になっております。この付届けというものは、幕府時代には賄賂でも何でもないので、普通に授受されたものであります。けれどもこれは礼儀でありますから、お世話をかけまするという挨拶に持って行くのである。（略）賄賂じゃない、挨拶なのであります。」（六）

と云われる。この挨拶を浅野はしなかったらしい。慣習になっている挨拶をしなかったので、吉良が不快に感じたであろうことは容易に想像できるし、多少の意地悪めいたことをしたかも知れない。但し、古くから巷間に伝えられる吉良の意地悪を一々調査した人があるが根拠のあるものはなかったそうだ（七）。浅野が不調法に陥るようなことをすれば、吉良は高家として幕府当局から責任を問われるだろうからそういうことはしないだろう。

浅野が慣例に通ぜず、それを吉良が指図も勧告をしなかったために為すべきことをしなかったり、それで恥をかいたりして、計画的な殺意をもっていて、その上で吉良に斬りかけたのであったのであれば、もっと大きな刀を用意するだろうし、少なくとも刀の錆は落としておくだろう。それに小さい刃物で殺人をするには斬るよりも突く方が効果的であるとは武術に不案内な私でも分ることである。

荻生徂徠（一六六六―一七二八）の批判について。

徂徠には「四十七人の事を論ず」（八）と題する浪士批判があるが、他にこの事件の処理をめぐって意見を述べたといわれる世に「徂徠擬律書」と称する文書がある。ここではまずこの文書について述べる。はじめに内容を示す。これは『赤穂義人纂書』補遺に収録されている。

「義は己を潔くするの道にして、法は天下の規矩なり、禮を以て心を制し義を以て事を制す、今四十六士其主の為に讐を報ずるは、是侍たる者の恥を知るなり、己を潔くする道にして、其事は義なりと雖も、其党に限る事なれば、畢竟は私の論なり、其ゆへんのものは、元是長矩殿中を不憚其罪に処せられしを、又候吉良氏を以て為仇、公義の免許もなきに騒動を企る事、法に於て許さゞる所也、今四十六士の罪を決せしめ、侍の禮を以て切腹に処せらるゝものならば、上杉家の願も空しからずして、彼等が忠義を軽せざるの道理、尤公論と云べし、若私論を以て公論を害せば、此以後天下の法は立べからず」

吉良の「姦悪」について（一）

ここで吉良の姦悪とされていることについて述べておく。

吉良上野介は高家肝煎で儀礼に通じており、勅使など京都朝廷から公卿が下ってきたときの接待に当った大名は吉良の指導を受けるために「賄賂」を贈ったものである、と室鳩巣は「赤穂義人録」[一五]で述べている。室鳩巣は当時は加賀藩の儒者であり、後に新井白石の推挙で幕府の儒官となった人物である。なお「賄賂」は原文の言葉である。つづいて鳩巣は浅野が賄賂を贈らなかったことから刃傷事件に発展するまでを次のように述べる。

「長矩、人と為り強梗にして、与に屈下せず。以為へらくおのれ義英と同に公事を執る。私に阿諛を為すべからずと。未だ嘗て請謁問遺して、以てその歓を取らず。故を以て甚だ相善からず。他日、長矩、義英に謂ひて曰く、「朝廷、僕の不肖を以てせずして、賓礼を典らしむ。願はくは君以て僕に教ふることあれ」と。義英曰く、「僕と雖もまた礼を知らざるなり。かつ事を行ふの間、他人に仰ぎ難し。君よろしく以てみづから処することあるべし」と。長矩また閣老の意を以てこれに語ぐ。義英曰く、「然りと雖も、君の事は僕の与る所に非ざるなり」と。長矩、心に深くこれを怨む。」

そして事件の当日、長矩の質問に対して吉良は「これらの浅近の事、君なほ知らず、しかもいま期に迫りて急ぎ議す。乃ち衆の笑ひと為ることなからんや。」といい、さらに列座の人に向かって「鄙野の子、しばしば礼に曠し。また司賓の選を辱めざらんや」と云ったので、「長矩これを聞き、憤怒に勝へず、乃ち反りて義英を呼ぶこと一声、刀を以て冠を撃つ。」と見てきたように書いている。

「赤穂義人録」には「元禄十六年十月庚辰」の日付けがある。四十六士が切腹を命ぜられて死んでから八ヶ月しか経っていない。この書は上下の二巻からなり、上巻は事件の経過を述べ、下巻には四十七人の各々について述べたものだが、完成の時期が早いためもあって殆ど後に通説となる内容を決定した。しかし、その根拠は確かとは云えない。事件の発端である賄賂のことでも、それが不正・不当のことで潔癖な長矩がそれをしなかったのを根にもって、吉良は長矩の指導を拒否し、礼典の当日には列座の前で罵ったとされているが、三田村鳶魚によれば、

「高家と申すものは、幕府の式部官のようなものであ

である。「目ノ子算用」とは当事者の心情・気分などは顧慮することなく、事実関係を理詰めでたどることをいう。それはこの「問目」に付して直方が「総ジテ人々ノ仕形ノ上ニカマワズ算用セズニ、心中ノ処バカリヲ云テハ事理ハスマヌ也。（略）学者ノ心ニ目ノ子算用ヲ嫌タラバ、俗情功利ノ私ニ入ルベシ」と云っているのからも知ることができるだろう。

まず吉良は「常式ノ讎」ではない。尚斎は「浅野公法ヲ犯シテ公朝ヨリ誅セラレ、吉良ガ殺タルニハ非ザレバ、吉良ヲ讎トシテ討シハ不当コトト云ベキニ似タリ」という。結果としての事実を理詰めでつないだ議論は肯定せざるを得ないのだが、深層までを考慮した真相は違うぞという気分が最後の「似タリ」という言葉に現れている。（直方は早速ここで「似タ不似ト云コトニアラズ。合下ニ大非義ナリ」とする。）尚斎は「心中ノ処」を重視しようとするのである。

そこでいわゆる情状として、「サレドモ賄賂ヲ与エヌトテ顔クセヲアシクシ、浅野ガ面前ニテアテツケテ恥ヲカヽセル様ナルコトヲ云、問合スルコトモシカジカ告ズ、不調法ニ陥ルヤウニセシコト、浅野ガ全所以ナキニ非ズ」という。曩にみたところだが、浅見絅斎も「夫レ上野介、（略）私欲私意ヲ以、内匠頭不調法ニナルニモ心ヲ用ズ、晴ナル殿中人前ニテ恥辱ヲアタヘルヤウニシテ、内匠頭ヲ激怒セシメ」と云っていた。

四十六士の行為を仇討ちとか義挙などと云って評価しようとする人は必ず浅野に対する吉良の態度を姦悪とみる。その理由は賄賂云々である。

尚斎が云いたいところ、事件の真相と考えているのは次の言葉から知ることができる。「何程カ君父ノ遺恨ニ思ヒ玉ワント、君父ノ志ヲ継デ討ツ、豈無理トセンヤ。」「況ヤ切カケ、本意ヲ遂ズ討チ散シ、誅セラレタルアトニテハ、誅セラレタルモ吉良故也ト思込タルモコトハリ也。於是目ノ子算用ニシテヤムベキノ理ナシ。」「浅野本意ヲ遂ズ、半分シカケテヲイテ、シカモ其事ニテ討セラレタレバ、目ノ子算用ナシニ吉良ヲ讎ト見、君父ノシカケヲ足シタモノナリ。」

最後の「目ノ子算用ナシニ吉良ヲ讎ト見」とは、吉良が讎であるということは論理的に成り立たないと尚斎が自覚していることを示し、「何程カ君父ノ遺恨ニ思ヒ玉ワント、君父ノ志ヲ継デ討ツ」ことを「思込タルモコトハリ」則ち「理」と評価して、臣＝実行者の「心情」を基礎として論を展開していることが分る。

も実は噂に過ぎず、恐らくは赤穂浪士が吉良邸に討ち入いった事件の後で拵えられた疑いが濃厚である。後述参照。）が、とにかく絅斎はこれで吉良は讎であるときめつけ、「然レバ内匠頭臣子タルモノ、内匠頭先太刀ノ刃ヲ遂テ上野介ヲ討ザレバ、大義イツマデモ不済」という。

絅斎はまた直方の論点三を批判して、「大石ガシワザハ始終本末全ク上ヘ対シテ手サスコトナシ。自害ニモ不及、メンメンノ首ヲサシノベテ上ヘ任セ奉ルノ義、主人内匠頭平生上ヲ奉ズル忠義ノ心ヲ得タルモノト云ベシ」という。

江戸時代の赤穂「義士」論のなかでこれほど強引に、断定的に吉良を浅野の讎とする論はないが、肯定者の特質は殆どここに揃っている。同じ議論の中で絅斎が述べている讎の定義を紹介しておく。

「我主人人ヲ打損ジ、其為ニ主人殺サレタレバ、其人敵ニ非ズシテ、誰ヲ敵トスベキヤ。」

「吾主、人ヲ打ソンジ、其故ニ死タレバ、吾主人ノ存念ヲトゲズ、共ニ天ヲ戴テ居テハ何ノ君臣ノ義理ノアルベキ。」

直方の定義と比べてみれば、ここでの論理は粗雑であり、そこに飛躍があると云ってもよいのではないか。

三宅尚斎の反批判

三宅尚斎（一六六二―一七四一）の論は「重固問目」と題して、『韞蔵録』巻十五に第九論として収められている[一四]。尚斎も崎門である。これは直方のところに送られてきた質問状で公開された議論ではなく、右の題には「先生朱批」という文字が付されていて、尚斎の論の一々について直方の批判の言葉が述べられ直方の考えが直接に分るようになっている。この尚斎の質問状には享保三年九月二一日と日付けがある。享保三年はほぼ一七一八年に当る。絅斎の反論からは少なくとも一〇年は経っている。第十論も三宅尚斎の論である。崎門内部では長期にわたってで直方の論に関して議論が交わされたことが分る。

尚斎の議論の特徴はひとまずは直方の論を肯定することである。その部分だけを引用すると、「浅野怒ニ堪ズ、公朝ニテ切カケ、吉良ト命ヲツリカヘニシテト思ヒ込タレドモ、不幸ニシテ一太刀ニ本意ヲ遂ズ、アマツサヘ其事ニテハ公法ヲ犯ノ罪ニ陥リ、公朝ヨリ誅セラル。此トキ臣子タル者（略）君父ノ殺サレタルハ吉良ニハ非ズ、公朝ヨリ誅シ玉タルナレバ、是非モナキコトト思テヤムベキヤ。是ハ日ノ子算用ニシテ云ヘバ如此モアルベキカ」

藤直方以下の批判があったからである。つまり、それらは批判につりだされたのであるから、その内容は必然的に批判の論点に影響・制約されている。

浅見絅斎の反論

この直方の論に直ちに反応したのは浅見絅斎（一六五二―一七一一）である。当時の論説というのは印刷配布されるものでないから、それに直接して関心のある者が各自に筆写して伝わっていくにすぎない。伝播の速度も範囲も限られていると云わねばならないだろう。直方の議論は当時希有のものであり、「世俗」に対して強烈な刺激を含むものであったから伝播速度はともかくかなりに広まったようである。正徳元（一七一一）年九月、室鳩巣が新井白石を訪問したところ、「佐藤五郎左浅野四十七人の義士の評、かな書にいたし置候物を貸被申候」とある[一]。直方のどの論かは分らないがその初めが一七〇五年とすれば六年かかってここに辿り着いたことになる。しかし、浅見絅斎は同じ闇斎の門下であるから彼にはもっと早く伝わった。絅斎の反論は一七〇六年以後[二]に書かれたという。それは「絅斎先生四十六士論」と題されている。

絅斎の論は次のごとくである。

「夫レ上野介、大礼公儀ノ役人ノ主トシテ、私欲私意ヲ以、内匠頭不調法ニナルニモ心ヲ用ズ、晴ナル殿中人前ニテ恥辱ヲアタヘルヤウニシテ、内匠頭ヲ激怒セシメ、如此ノ事ニ及ハ、根本、上野介君ヲ後ニシ己ヲ恣ニスル罪不容誅。」

絅斎は吉良はもともと死刑に該当するような罪を犯しているのだという。それに対して浅野は「私忿ニ不堪、公庭大礼ノ節ヲ不憚、卒爾ノフルマヒ、是亦夥シキ落度ナリ。然ドモ一点一毫公上へ対シテノ意ニアラズ」というので、どちらかといえば浅野の方に分があるような言い方だが、「大法ヲ以テ云ヘバ、自分同志ノ喧嘩両成敗ノ法ナリ。」内匠頭の罪が大礼の場で「不届」の行為に及んだことだというならば、その原因は「皆上野介ニテカヤウニナルコトナレバ」内匠頭が死刑なら上野介も死刑になるべき筈である。

ところが「内匠頭ハ大礼ノ場ヲ乱ルノ罪ヲ以誅セラレテ、相手ノ上野介ハ其分ニテ少モ責罰ノ体モナケレバ、内匠頭死ハ上野介ガ為ニウタレタニキハマレルトコロ、無余儀コト也」というのだが、私には絅斎の挙げている事実からしてどうして内匠頭の死が上野介に討たれたことになるのか理解ができない。（彼が挙げている「事実」

ヲ背キ上ヲ犯ス之罪人也。」

赤穂事件関係の論争では吉良が讎がどうかが根本的な問題であるから、少し敷衍しておく。この引用にも簡単な讎の定義が述べられてあるが、直方の第一論では朱子が「李敬子に答ふる書」で述べた「共に天を戴かずとは父母殺されて、而も其の人死せざるを謂ふのみ」の語を引用した上で、「惣て讎とは我が君父を殺害したる人を云也。君父の悪敷をば差置き、かれ故に我が父死に及べば父の讎也と申事は無之候。」とやや丁寧に述べている。朱子の言葉が論拠になっているのは、直方が朱子学者であるからである。後に述べる三宅尚斎との論争でもこの言葉が絶対的な根拠として引き合いに出されている。崎門では三宅尚斎が「彼等ガ吉良ヲ討シハ当ルカ不当カ、程朱ノ為コトカト論ズルニ」（「重固問目」）[一〇]と云っているように、程子・朱子は殆ど絶対の基準であったのだが、ここに引用されている内容は別に朱子学者でなくとも肯定できる単純なことであろう。

（二）吉良を討ったことは「上」を犯すの大罪である。

「上」とは公儀＝幕府を指す。

「四十六人ノ者吾主ノ大罪ヲ不悲、上之命ヲ背キ、兵具ヲ帯ビ、相言・相ジルシ、戦場ノ法ヲナシ討コト、是又大罪也。」

この言葉は幕府の判決文にある「内匠家来四十六人致徒党、上野宅江押込、飛道具抔持参、上野を討取候始末、不恐公儀候段重々不届」（前出）を承けるものである。直方によれば「吉良ヲ討タルガ公義ヲ相手ニシタ意ニナルニヨッテ、斬罪ニ仰付ラレタヲ見ルベシ」（「重固問目」）となる。直方の四十六士批判の論点の底には「四十六士ノ姦悪、公儀ヲナイガシロニシタモノ也」（同）という考えがあるのである。

（三）泉岳寺で自殺しなかったのは利欲の心からである。

「然レドモ亡主之憤ヲ想ヒ、心ノ昏惑スルヨリ一筋ニ討之、上之命ヲ背キタル罪ヲ省テ、於泉岳寺自殺セバ、理ニ不中ト云ドモ其志可憐。然ルニ仙石氏へ訴ヘ、上之令ヲ待ツト云、捧ル処ノ一書ニモ上ヲ重ズル意ヲ述ベ、仙石氏之面前ニテモ上ヲ重ンズル意ヲ第一ニ述ブ。是人ノ感賞ヲ得テ死ヲ遁レ禄ヲ得ル之謀ニ非ズヤ。」（「四十六人之筆記」）（仙石氏は仙石伯耆守久尚で当時大目付であった。）

四十六士是認派の人々がいかなる理由で彼等の行為を肯定さらには賛美するのか、肯定・賛美の基礎としての仇討ち行為をいかにして認定するのかを自らポすのは佐

ろうが、何も理由を示さずに吉良は讐としているから、山本氏は自明とされたのだろう。

事実関係を辿れば浅野内匠頭は加害者であり、吉良上野介は被害者である。幕府もそう判断したから、浅野だけを処罰した。このとき、吉良が浅野の讐という筋道は見えてこない。浅野家臣、四十六士が吉良を讐として討つにいたるその筋道が説明されるようになったのは、佐藤直方が四十六士の行為を非難・批判して以来のことである。

それ以前は四十六士の行為は仇討ちであり、だから、彼らは忠臣・義士であるとされていた。吉良邸を襲った浅野の旧臣たちが残していった「口上」には「君父之讎共不可戴天之儀難黙止」云々[六]とある。これは『礼記』からの引用である[七]。彼らが自覚して儒教の古典である五経の一の『礼記』の規定を根拠としたことは記憶すべきであろう。大学頭であった林鳳岡（一六四四―一七三二）はいち早く「復讐論」[八]を書いて彼らを「忠臣義士」として賛美したが、この表題からも分るように全く理由を示すことなく、吉良を浅野の讎ときめている。著名な儒者である新井白石（一六五七―一七二五）も室鳩巣（一六五八―一七三四）も頭から「君の讎」という[九]。そのことは当時のインテリの間でも、批判が出る前は「自明」であったらしい。

二　章

佐藤直方の批判

佐藤直方（一六五〇―一七一九）は山崎闇斎門下で高名の儒者である。赤穂事件についての議論は稲葉默斎が編集した直方の全集ともいうべき『韜蔵録』の巻十五として編まれている一五編からなっているが、その第一四論である「四十六人之筆記」と題する文章が代表的で恐らく最も早く、『日本思想大系』の頭注には宝永二（一七〇五）年以前の執筆か、とある[一〇]。

直方はここでまず幕府が四十六士に切腹を命じた判決文を掲げ、「此命令義理明白也。大刑（＝斬罪）ニ不行、切腹之刑ニ被行事、上之慈ニシテ彼等幸ト可謂」といい、続いて「世俗雷同シテ、四十六人ヲ忠臣義士ト称ス。無学ノ人ハ義理不明、誤テカク云モ宜也」と云っている。

その論点を整理すれば次の三つとなる。

（一）吉良は浅野の讎ではない。

「上野助ハ彼等ガ讎ニハ非ズ。上野助ガ内匠頭ヲ害シタラバ讎ト云ベシ。内匠頭ハ死刑ニ行ハルヽコト、大法

件の本筋を見誤まったとするのである。

山本博文氏は、赤穂浪士による吉良義央の殺害は、「主君が片落ちに切腹に処せられたのに、その喧嘩相手である吉良が生きていて何の処罰も受けないというのでは、世間へ顔向けできず、自分たちの「一分」が立たない、という武士の面子意識からなされたものであった。すなわち、幕府の大法であった喧嘩両成敗法の自力による実現、というのがこの事件の本質であった。（略）この事件を受けた幕府のほうも、なぜ吉良を討ったのかというようなことは考えもしていない。これがいかに逆恨みであったにせよ、赤穂の牢人にとって吉良が仇であったことは、当時の武士の目には明白であったからである。」という(四)。

たしかに赤穂浪士の方では頭から吉良を主君の讐としている。しかし四十六士に対する幕府の判決文では彼らは「主人の讐を報し候と申立」てたとそれを否定する文脈でいい、それが「仇討」であるとは認めていない。認めていないからこそ「不恐公儀候段重々不届」として切腹を命じたのである。世間の多くはこの事件を仇討ちと信じていた。しかし、なぜ讐なのだろう。自分の生命も所領をも犠牲にして斬りつけるくらいだから、吉良との間にはそのままにできないトラブルが生じていたに違いないと想像するから、この事件は世間では喧嘩とされたし、喧嘩であるのに一方だけが過酷な処分を受け、他は涼しい顔というので上記のように思うに至ったのだと想像するほかあるまい。しかし、幕府はこの浅野刃傷事件を審理して、喧嘩ではなく、浅野長矩の一方的不法行為と認定したからこそ「片落」のようにみえる判決を下したのである。もし喧嘩だというのなら、幕府の判決は不当である。尻を吉良に持ち込むのは筋違いであろう。誰もが幕府を非難せず、吉良を仇敵視したのはなぜなのだろうか。

当事者以外の事情に疎い者が吉良と浅野の間に「喧嘩」があったと勝手に想像し、その想像に基づいて、浅野の家中は吉良を討たなければ世間に顔向けができないと思い込み、大石以下の四十六士は「一分」を立てるために吉良邸を襲ったというのが客観的な見方ではないのだろうか。

ところで当時の武士の目には吉良が赤穂牢人の讐であったことは自明だとして、それではどういう理由で讐なんでしょうかと尋ねたら何と答えてくれるのであろうか。いくら武士が無学でも理由なしに讐ということはないだ

赤穂四十六士論をめぐる問題について

田原　嗣郎

序　章

いわゆる赤穂事件をめぐっては、事件後、長きにわたって論争が行われた。四十六士が吉良義央を殺害した行為は仇討ちと思われていたが、事の経緯からしても、「浅野内匠頭儀折柄と申不憚殿中理不尽に切付之段不届」（「御日記」）[1]「浅野内匠儀勅使御馳走之御用被仰付置候処、時節柄殿中をも不憚不届之仕形ニ付而御仕置被仰付」（「丁未雑記」）[2]など、幕府の公式文書で云われているところからも分るように、吉良が浅野の讐ということはできないから、「内匠家来四十六人」は「致徒党上野宅江押込飛道具抔持参上野を討取候始末不恐公儀候段重々不届」（同）と、犯罪人として処理されたのである。

その事実を踏まえて四十六士の行為と彼等を義士として遇する世評に対する批判があり、それに対しては多くの反論があった。事件の内容が普通では仇討ちとは云えないものであり、批判はその事実の上に立っているからそれに反論しようとすれば、はっきりと四十六士の行為が「義」に当るという根拠を示さなければならないであろう。そこに四十六士是認派の根拠と理論または論理が判明する筈である。小論はその経緯を辿り、特に是認派の根拠を見定めることを中心として、この事件と論争のもつ問題について考察しようとするものである。

四十六士が吉良を討った行為を「大罪」として厳しく非難・批判した佐藤直方は、

「ツラツラ考ルニ、天下之人忠義ノ臣ト雷同スルコト、良ニ有故。上野介生質慾深。驕奢満心邪ニシテ天下ノ人ニ悪マルヽヨリ、内匠頭ガ罪ヲ不考、其死ヲ憐ミ、上野介ガ存命ナルヲ悪ミ、於是コレヲ討タト聞テ、一念発スル処、皆是ヲ喜ブヨリ、四十六人ヲ忠義ノ臣ト称ス。」（「四十六人之筆記」）[3]

と云っている。直方は世人が周辺の事情に眩惑されて事